

意見書案第1号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について  
別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月6日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	木村	眞雄

甲賀市議会議長 田中將之 殿

## 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

法務大臣 　　　　　あて

厚生労働大臣

意見書案第3号

陸上自衛隊饗庭野演習場で榴弾砲等実弾射撃訓練の中止を求める意見書の提出  
について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月6日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実	
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	岡	田	重	美

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

## 陸上自衛隊饗庭野演習場で榴弾砲等実弾射撃訓練の中止を求める意見書

陸上自衛隊饗庭野演習場で2月3日午後、訓練中に発射した砲弾の落下位置が確認できず、演習場外に着弾した可能性が高いことが明らかになった。

陸上自衛隊によると、その日は、日本原駐屯地所属の陸上自衛隊中部方面隊特科連隊第三大隊が155ミリ榴弾砲FH70の実弾射撃を行っていたもので、そのうちの一発の着弾が確認できないというもの。155ミリ榴弾砲のほか、対戦車誘導弾、105ミリ砲を搭載した機動戦闘車など各種火器を揃えた実弾射撃訓練中だったと報じられており、そのなかでも105ミリ榴弾砲は、このなかで最も大型で、射程約20キロ、砲弾は40キロといわれている。

饗庭野演習場では、2015年7月に重機関銃弾が民家の屋根を貫通。2018年11月には81ミリ迫撃砲弾が国道脇の自動車を破損。2019年9月には照明弾が民家近くに落下、2021年6月には120ミリ迫撃砲弾が場外の山林に着弾するなど、人命を奪いかねない重大事故が繰り返されている。陸上自衛隊は、事故の要因を「人為的ミス」としているが、そもそも狭い演習場でこうした実弾射撃訓練をすることに無理がある。

特に重機関銃、迫撃砲、155ミリ榴弾砲などの実弾射撃訓練を中止する以外に、演習場周辺の安全は確保できない。

よって、今回事故の経過・原因を明らかにするとともに、陸上自衛隊饗庭野演習場においては、今後、射程距離の長い実弾射撃訓練は実施しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田中將之

内閣総理大臣

防衛大臣

あて

意見書案第4号

高額療養費制度における自己負担上限額引き上げの中止を求める意見書の提出  
について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月6日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

## 高額療養費制度における自己負担上限額引き上げの中止を求める意見書

政府は、2025年8月から高額療養費制度の自己負担上限額を引き上げるとしている。がんなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を負う患者・家族にとって、高額療養費制度はまさに「命綱」であり、負担上限額引き上げとなれば「生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならない」と危惧を訴えている。また、高額療養費制度はがん患者だけでなく、大きな病気や事故で高額な医療費がかかった際、患者の自己負担に年収に応じて月ごとの上限を設けるもので、全世代にとって欠かせないセーフティーネットである。

上限は2025年から2027年の3年間にわたって段階的に上げるとされている。例えば、70歳未満で年収約370万～770万円の方は、現行の上限月約8万100円が今年8月から約8100円上がる。2026年からは所得区分が細分化され、最終的に年収510万～650万円の方は現行の1・4倍の11万3400円、650万～770万円の方は1・7倍の13万8600円となる。また、70歳以上の外来診療の負担限度額も、収入によって月5000円～1万円引き上げるとしており、受診抑制を招きかねない。

政府は引き上げの理由に、現役世代の保険料軽減を口実にしている。しかし、加入者1人当たりの保険料軽減額は、引き上げの最終段階でも月417円、労使折半後はその半額の208円にとどまる。

いずれは誰もが高齢者となり、また世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性が常にある中で、真に必要なのは、高齢者と現役世代の対立を煽り、社会保障費を削減することではなく、国の責任において財源を確保し、社会保障を抜本的に充実させることである。

よって、国においては、高額療養費制度の自己負担上限額引き上げは中止し、安心の医療を提供するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田中 將之

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 あて

意見書案第5号

防霜ファンの更新等にも国の補助を求める意見書の提出について  
別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月6日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	橋本恒典
同	同	戎脇浩
同	同	堀郁子
同	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 田中將之 殿

## 防霜ファンの更新等にも国の補助を求める意見書

近江牛・近江米とともに滋賀県の特産品のひとつである「近江の茶」は、甲賀市がその9割近くを生産している。

良質のお茶生産に欠かせない役割を果たしているのが、防霜ファンである。設置からすでに40年以上経過しており、どこの茶畑も更新時期を迎えている。ところが、新設の場合は国の補助があるものの、更新の際には国の補助制度がないため生産農家は苦慮している。ファンの交換には、一台数十万円かかり、1haで約500万円。産地全体では約13億円の費用がかかるといわれている。

甲賀市は、地場産業振興策のために、市独自の施策として、新設の場合は2分の1を、更新の場合は3分の1を補助するなど支援策を講じているが、国においても施設設備の更新について補助を設けていただきたい。

また製造設備も同様に、老朽化や高性能の機械設備への切り替えようとするれば、一台1千万円以上の費用がかかる。この点も国の補助要件の緩和を求める声がある。また最近、電気代の高騰も経営に大きな影響を与えている。

よって、茶業専業農家の育成のためにも、茶産地の振興策としても、防霜ファンの更新に対して国の補助制度を設けるよう求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

農林水産大臣

あて

財務大臣

意見書案第6号

災害発生時における信頼性の高い情報収集・活用体制の構築を求める意見書の  
提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月6日

提出者	甲賀市議会議員	奥村則夫
賛成者	同	戎脇浩
同	同	小倉剛

甲賀市議会議長 田中將之 殿

## 災害発生時における信頼性の高い情報収集・活用体制の構築を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、いつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになってきている。そのため、インターネット上には膨大な量の情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報も散見され、適切に対処することが必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものである。しかし、令和6年能登半島地震の発災直後にも、多くの偽情報が発信・拡散された。例えば、存在しない住所を記載して救助を呼びかける投稿や、現場の実態とは全く異なる合成画像などによって、救命・救助活動の現場では、大変な混乱を来たした。

被災者の命を救うためには、正確な情報をもとに一刻も早く救命・救助活動を行う必要がある、その活動を大きく阻害する偽情報や誤情報への対策は、喫緊の課題である。

いつ何時起こりうるか、分からない南海トラフ大地震において、災害発生時における信頼性の高い情報収集・活用体制の構築は真っ先に取り組むべきことであると考えます。

よって、国会および政府におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報収集・活用体制の構築に向けて、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、災害発生時に情報の信頼性を担保し、正確な情報を収集し活用するための環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンも活用し、国と地方自治体とが災害情報をリアルタイムで共有する体制を整備するとともに、適切に情報を分析し迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等の普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田中 將之

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

国土交通大臣

デジタル大臣